

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(技能習得手当) 第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が公共職業訓練又は職場適応訓練を受けた日数に応じて、支給する。 2～7 [略]	(技能習得手当) 第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が公共職業訓練又は職場適応訓練を受けた日数に応じ、 <u>通算して40日分を限度として</u> 支給する。 2～7 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の訓練手当支給規則第5条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に知事が訓練手当の受給資格を有するものと認定した者に係る技能習得手当の支給について適用し、同日前に知事が訓練手当の受給資格を有するものと認定した者に係る技能習得手当の支給については、なお従前の例による。